

平成24年 第4回定例会

1 議事日程

12月7日（金曜日）午前10時開会

第1号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2		会期の決定 (諸般の報告)
3		行政報告
4		教育行政報告
		今期議会議案提案理由総括説明
5	監報告第1号	例月出納検査報告
6	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
7	議案第1号	士幌町町税条例の一部を改正する条例案
8	議案第2号	町道の路線廃止及び認定について
9	議案第3号	指定管理者の指定について
10	議案第4号	指定管理者の指定について
11	議案第5号	農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて
12	陳情第1号	町道士幌東6線の道路改良について

2出席議員（11名）

	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（1名）

1番 秋間 紘一

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光		

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文

町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育委員会参事	笠谷 直樹	教育課長	植田 廣幸
給食センター所長	鈴木 典人	高校事務長	金森 秀文

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	道端 雄伸
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	柳谷 善弘	総務係長	仲山 美津子
------	-------	------	--------

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は11名であります。</p> <p>なお、秋間紘一議員は病気療養のため欠席との届けがありました。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回土幌町議会議定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、大西米明議員及び12番、加藤宏一議員を指名いたします。</p>
2	加納議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本定例会の会期は、去る12月3日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から12月13日までの7日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から12月13日までの7日間に決定いたしました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。</p> <p>ほかに各議員から報告事項があれば報告願います。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
	加納議長	これで諸般の報告を終わります。

小林町長

日程第3、行政報告、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長、登壇願います。

本日ここに、第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控えて何かとご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

ただいまから、本年9月以降現在までの行政の経過について、ご報告申し上げます。

はじめに、過疎法の適用外町村への支援についての取組状況ですが、平成22年4月から北海道内9町村により、関係機関への要請行動及び意見交換会を実施して参りましたが、意見交換会での意見集約及び北海道町村会寺島会長からの助言もあり、今般、全国に対して同様の呼びかけを行い、道外25の町村から賛同を頂いております。11月2日には全国の代表者会議を開催し、名称を「過疎法適用外小規模町村連絡会議」と決定し、代表には全国町村会の副会長であります秋田県井川町齊藤町長を選出し、幹事長には私が選任され、全国の34町村により活動をスタートしました。早速11月20日には、総務省政務三役、総務省関係部局、全国町村会藤原会長に支援の要請を行って参りました。

今後も、全国の過疎法適用外町村とともに支援要請活動に取り組んで参りたいと存じます。

次に、赤字国債特例法案の成立が遅れたことにより、普通交付税の交付に影響が出ていたところではありますが、11月16日に法案が成立したことから、11月分普通交付税は11月19日（当初予定11月2日）に交付となりました。

本町の11月分の交付額は、8億5,106万5,000円（総額33億208万9,000円）ですが、歳計現金の調整により短期借入れを行わずに予算執行が出来たところでもあります。

次に、消防の広域化についてであります。消防の広域化については、「十勝圏広域消防のスタート時の姿（調整案）のたたき台」として、6月14日の全員協議会に示しご意見を賜ったところではありますが、その後、消防署長、担当課長、副市町村長などの会議において調整が行われ、10月30日に開催された市町村長会議において、「十勝圏広域消防のスタート時の姿」（時期、平成28年4月1日）とあわせ、消防デジタル無線整備（事業年度 平成26～27年度、事業費 38億5,200万円）及び高機能司令センター整備（事業年度 平成27年度、事業費10億5,800万円）についての確認をしたところでもあります。

今定例議会中に、議員各位へのご説明をさせていただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、節電の取組についてであります。今夏は国が示した電力需給対策による、北海道電力需給連絡会議及び十勝地域電力需給連絡会議での節電方針に基づき、本町においても町有施設での取組を実施しました。

町有施設での取組内容は、実施期間は7月2日から9月28日までとし、執務室での照明の減灯、電気製品の使用制限、駐車場・街路灯の減灯、自動ド

アの一部開放などの共通事項のほか、各課独自に実施し、平成22年度対比7%節電の目標に対し9.5%の節電となったところで、特に役場庁舎では17.4%の節電実績となったところであります。

今冬の節電について、北海道は節電・停電対策本部会議を開催し、政府が示した平成22年度比7%以上の節電目標の達成に向けて、家庭や企業向けの節電方法等をまとめた「北海道・冬の安全プログラム」を決定しております。本町におきましても、国・道の方針に基づき、夏期での取組に引き続き、冬期においても節電に取り組むこととしております。実施期間は平成24年12月1日から平成25年3月31日までとし、夏期同様に7%以上の節電目標とするも、厳寒期の節電になりますので、健康を損ねないように配慮しながら取組を実施したいと考えております。

また、町民の皆様に対しましては、町広報、役場だより、チラシなどにより節電のお願いを行い、家庭、団体、事業所のご協力をいただきながら、節電に取り組んで参りたいと存じます。

次に、NTT東日本の光回線整備事業であります「フレッツ光」のサービス開始についてですが、町、議会、農協、商工会、建設業協会、観光協会が構成する土幌町フレッツ光誘致協議会において、事前申込の取りまとめを行い、8月21日に早期の回線整備に向けた要請を行いました。これを受け、NTT東日本では、土幌市街地域の一部は12月14日から、それ以外の土幌市街地と佐倉地区の一部では来年1月16日からフレッツ光のサービスを開始することとしており、11月14日、17日には地域住民に対する説明会を開催しております。これによりこの地域での高速大容量通信が可能となり、情報通信の利便性が大きく向上するものと期待をしているところであります。

次に、先の第3回定例町議会において関連費用の補正予算議決をいただいた地域医療等アドバイザー契約については、社会医療法人社団即仁会「医療経営研究所」（所長、竹内實氏）と契約を締結し、業務に着手いただいているところであり、地域医療対策はもとより保健医療福祉の連携、充実に向けた助言等を、明年3月までいただけることとなっており、この助言・提言をいただくにあたりましては、町議会議員の皆様とも意見交換等の場を設けて参りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、収穫作業を終えた今年の農作物の状況ですが、春先の低温と5月上旬の記録的な大雨により、播種作業や生育に遅れが生じましたが、その後、6月から7月の高温により、生育はほぼ回復したところであります。作物別では、小麦については、総収量は606kg（反当たり10.11俵）であり、製品収量は565kg（反当たり9.42俵、製品歩留まり93.1%）となり、「きたほなみ」に全面転換してから初めて高反収となりました。

ばれいしょにおいては、7月下旬の干ばつにより小粒傾向ではありますが、株当たり着粒数は平年より多く、収量は平年を上回っております。

また、てん菜については、平均収量は6tを上回る見込みですが、糖分は平均で15.3%の見込みで、昨年同様16%を下回る状況であり、品質の低下がみら

れました。

以上のように、全体的に収量は良好でありましたが、作物によっては品質低下が著しい年となりました。

なお、詳細については、農業振興対策本部がまとめた資料をご参照願います。

次に、酪農・畜産関係についてであります。粗飼料生産の内、牧草の収量については、1番草は10アール当たり3,074kgで平年より多く、2番草は10アール当たり1,115kgで平年を下回りました。デントコーンについては、生総重量で10アール当たり6,331kg、TDN収量1,154kgと平年を上回っております。

生乳の生産動向につきましては、本年度の生乳計画生産数量は、前年度対比で全道103%、本町102.2%を目標としてスタートしましたが、昨年産以降の粗飼料品質や繁殖のずれ込み、9月の記録的な残暑などの要因で、実績は10月末累計では全道で101.6%、本町は99%と計画を下回っており、4月からの乳価の改定はあるものの、想定以上の配合飼料の価格高騰や各種資材の高止まり等から、経営は昨年に引き続き厳しい年となっております。

また、肉牛情勢については、長引く消費動向の低迷などに加えて、原発事故の放射能漏れによる風評被害などにより、市場枝肉価格はBSE問題発生時に匹敵する大幅安値となっており、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の発動や関係機関等の各種対策を受けていますが、経営環境は依然として厳しい情勢となっております。

次に、農業共済事業の共済金の支払見込ですが、小麦については支払がなく、畑作物では、ばれいしょ19戸1,190万円で、小豆、いんげん類、たまねぎは支払がありません。てん菜、全相殺大豆、スイートコーンについては未確定となっております。

今後は、共済金を確定して、てん菜、スイートコーンは明年1月下旬に、全相殺大豆は3月下旬の支払予定となっております。

また、ばれいしょについては仮払金として12月末に支払うこととなっております。

次に、商工業関係であります。本年度の土幌町プレミアム商品券発行事業につきましては、土幌町商工会において2回に分けて実施することとなり、夏の第一弾及び冬の第二弾を合わせて、発行総額約1億1,300万円で実施しております。商品券取扱店も、町内の商店や事業所等のほとんどの参加をいただき実施されております。現在、冬の第二弾プレミアム商品券事業を実施中であり、発行額約6,400万円で、昨年から500円券としても使えるようになり、年末から来年2月までの使用期間において、消費がより一層活発になることを期待しております。

次に、「国道274号別線ルート」の土幌防災事業は、平成20年度から事業に着手し逐次工事が進められ、12月15日の供用開始に向け最終の仕上げ工事を実施しております。この供用開始に先立って、町と国道274号別線ルート整備

促進期成会が主催する「土幌道路開通式」を12月15日午前10時より、新たに架設されました「土幌大橋」の袂を会場として、この道路の管理者である国土交通省北海道開発局帯広開発建設部、町議会議員各位、並びに事業にご協力を頂きました地権者、関係機関等にご臨席をいただき、式典を挙げるべくご案内を申し上げております。式典では、交通安全宣言やテープカットの後、「土幌道路」の永続、町の発展を祈願し出村一介様ご家族3世代夫婦を先頭に参加者全員で「土幌大橋」の渡り初めを行い、この「土幌道路」の開通を皆様とともにお祝いしたいと存じます。

とりわけ、この一般国道274号は道央と道東を結ぶ長大路線で、地域間交流の発展、産業や観光の振興に寄与する主要な幹線機能を有す道路として位置づけられておりますが、これまでの既存ルートでは4箇所の直角交差点や急カーブのほか市街地を内在し、大型交通の速度を低下させるボトルネックとなっておりました。このたび「土幌道路」の開通により市街地や交差点での事故の緩和が図られ、物流の効率化や地域観光の活性化に寄与し、地域住民の利便性向上に繋がり、更なる地域振興が図られるものと期待がされるところでありますが、国道交差点の機能も活かした新しい拠点づくりの検討も行っているところであります。

一方、「土幌道路」の供用開始に伴う交通安全対策として、3交差点への信号機の設置を要望していたところでありますが、本年度予算で設置される信号機は町道土幌幹線の交差点1箇所のみで、現在工事中であります。このようなことから11月5日には、これ以外の交差点についても信号機の設置、あるいは信号機設置までの安全対策を実施して頂くよう帯広警察署長へ重ねて要望を行ったところであり、今後とも道路の安全対策について留意をして参りたいと存じます。

次に、本年度採択になりました「国営かんがい排水事業」の「富秋土幌川下流地区」と「土幌西部地区」は、土地改良法の手続きと並行し調査設計に着手しております。両地区とも、事業の実施により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きい事業であり、これからも早期完成に向け関係機関に事業の促進を強く要請して参りたいと存じます。

次に、「農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）」は、農村部全域で実施され「地域共同による農地・農業用施設等の保全管理と農村環境の保全向上を図る」各種活動が終盤を迎えております。町は、これまで同様保全隊の活動、事務処理などを支援して参りたいと存じます。

次に、国の平成24年度予算の予備費を活用し実施する事業のうち、農業体質強化基盤整備促進事業（300億円）については、11月下旬に配分額が示され、本町分については、団体営分の明渠排水路整備（定率）2条と暗渠排水（定額）約37haのほか、道営分の暗渠排水（定率）として約30haで、合わせて約67haの暗渠排水を実施することで内示されました。

この団体営事業に係る事業経費として1億400万円を今定例町議会に補正予

算として提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「土幌町簡易水道整備」ですが、土幌市街並び中土幌市街と農村部の本町中央部分を縦断する地域に、安全で安定的に給水することを目的として整備に着手し、本年度は、井戸1井の掘削と配水池に係る電気設備工事、配水管路敷設工事等を発注しております。これらの工事の完成に向け実施中であります。

次に、建設事業の執行状況であります。土木関係では、社会資本整備総合交付金事業の他、町単独工事や災害復旧工事を含む60件の発注となっております。現在実施中の工事を含め早期に完成が出来ますよう努めて参ります。

土地改良事業関係では、道営畑総事業は3地区で圃場整備が実施され、上居辺第2地区は調査設計を実施しております。新田地区道営草地事業は一部工事に着手しているところであります。町の事業につきましては、繰越事業の農業体質強化基盤整備工事を含む16件が発注され、このうち明渠排水路整備工事を除く工事は年内に完成する予定であります。

建築関係では、町有施設の塗装工事を含む7件が発注され、このうち旧食糧事務所改修工事は年度内完成に向け工事を進めて参ります。

水道事業関係では、土幌町簡易水道整備に関する工事の他、道路事業等に関連します水道管移設工事を含む17件を発注したところで、現在実施中の工事を含め早期に完成が出来ますよう努力して参ります。

次に、町内行事であります。敬老会は、9月6日にプラザ緑風で、3・6・7日には特別養護老人ホームにおいて開催されました。本年度の敬老会は77歳・88歳の節目を迎えられた在宅の方で、敬老祝い金の対象となる98名（うち出席者は47名）の皆様を招いて実施したところであります。9月30日を基準日としての75歳以上の方は、1,041名で、敬老会への招待対象とならなかった839名の方々には、昨年同様、長寿へのお祝いメッセージとあわせ「プラザ緑風」の無料入湯券を、また、100歳を超える方5名には長寿記念品を贈呈したところであります。

10月21日には、『第13回しほろ収穫祭』が開催されました。当日は強風となり、震えるほど寒い日でしたが、町内はもとより十勝管内外からも大勢の方々が来場、6,000人余りの人出となり、タマネギ・ジャガイモの詰め放題や土幌高校生が生産した農産物の販売が行われ、恒例のしほろジャンボ鍋やうどんをはじめ、名物の「しほろ牛カットステーキ」は、約3,000食が正午前に完売となるなど、いずれのコーナーも長蛇の列ができました。

また、ポテトチップスやミニトマトの早食いコンテストには多くの子供達が参加し、会場は大盛況となりました。

都市交流では、11月10日に美濃市産業祭に参加いたしました。今回は、教育長及び物産展従事関係者等8名が参加し、美濃市との交流を行って参りました。物産販売では、例年同様長蛇の列が出来、1日目ではほとんどが完売になる好評ぶりであり、更に本年も道の駅「にわか茶屋」での土幌フェアが開催されるなど、一層の交流充実が図られたところであります。

11月26日には、初めての「中学生模擬議会」が開催されました。士幌町中央中学校の3年生56名が参加、そのうち38人が前・後半に分かれて「議員」となり、一般質問の形式で町の現状や将来について質問を行うなど、活発な質疑応答となりました。

受章関係では、元士幌町農業協同組合代表理事組合長、元ホクレン理事を務められた、士幌南一区の森本勝さんが、地域農業はもとより北海道農業の発展に大きく貢献されたとして、「旭日双光章」を受章され、高德の野々村勝子さんは、特別養護老人ホームで27年間にわたり、介護員として入居者の介護に携わったとして、瑞宝単光章（社会福祉功労）を受章されました。

また、中士幌文化の北井和雄さんは、後進の育成に長年尽力され北海道技能士会副会長も務められるなど、業界の発展にも貢献したとして、北海道産業貢献賞を受賞されました。

そのほか、年3回の移動献血車による献血活動を行うなど、長年にわたり献血に協力したとして、J A士幌町が日本赤十字社の銀色有功賞を受賞されました。

次に、国民健康保険病院の経営状況についてご報告申し上げます。

10月末までの結果であります。初めに患者数については1日平均で、入院では予算50人に対し49.9人、外来では予算130人に対し121.1人の実績となっており、予算達成率では入院99.8%、外来93.2%となっております。前年度実績と比較してみますと、入院では4.4人の増、外来では3.8人の減となっております。

また、病床利用率の動向については、本年4月～10月までの入院患者が一般病床で6,743人、78.8%、療養病床で3,940人、92.1%、合わせて83.2%となっているところであります。

次に、10月末までの収益についてですが、入院では予算額(7か月分)2億1,710万円に対し2億1,267万円、外来では、予算額(7か月分)1億3,733万円に対し、1億1,406万円の実績となっており、予算達成率では入院97.9%、外来83.1%となっております。前年度実績と比較してみますと、入院では1,827万円の増、外来では101万円の減となっております。

以上、7か月間の実績を当初予算及び前年度実績と比較して申し上げましたが、当初予算に対しては入院及び外来ともに下回っている状況にあります。全体的な受診控えや長期投薬の拡大により受診率が低下する傾向となっておりますが、患者ニーズに応えるべく診療体制の改善にも配慮をする必要があるものと存じます。

現在、町民利用の向上に資するため、医師による出前講座は各サロンに積極的にお願いし、ほぼ一巡するところであります。

また、広報しほろでの特集掲載も継続的に取り組んでおり、専門外来についても徐々に興味を持っていただくようになりました。

支出の面からは、特に材料費の見直しを含め経費縮減に向けた努力を行っており、材料費の10月末の状況は前年比604万円減となっているところであります。

平成24年度も残り4か月となりましたが、大川院長を中心に職員一丸となって、より一層の経営改善やサービスの向上を目指すよう指示をしているところでありますので、議員各位の一層のご指導とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、今期議会に上程しております案件は、専決処分承認1件、条例の一部改正1件、町道の路線廃止及び認定1件、指定管理者の指定2件、農業共済事業の特別積立金取崩しについて1件、平成24年度一般会計ほか5特別会計の補正予算6件のあわせて12件であります。

それぞれ詳細をご説明いたしますので、充分ご審議をいただき可決くださるようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

4 加納議長 **日程第4、教育行政報告**、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

神野教育長 本年9月定例町議会以降の教育行政の経過について、その概要をご報告申し上げます。

はじめに義務教育関係であります。9月20日本年度町教育研究大会が中士幌小学校を会場として開催されました。本大会は「確かな学力と豊かな心でたくましく土幌の未来を拓く子どもの育成」をテーマとし、公開授業や研究協議、町内各校の実践交流をとおして学校教育の改善と充実を図ることを目的としたもので、子どもたちが自ら学び考えを認め合う授業づくりと学校の特性を活かした教育の創造に向けて研究協議が深められました。

また十勝管内へき地・複式教育研究大会土幌大会兼町複式教育研究大会は、10月19日下居辺小学校で開催されました。この大会は、へき地・複式校の教育的課題あるいは複式教育の現状と課題を明らかにし、地域の特性を活かした児童生徒の基礎・基本の定着を図り、自ら考え学ぶ子どもの育成をめざして熱心な研究協議が行われました。

各学校においては、各種研究大会や校内研修などとおして教職員の指導力の向上を図り、家庭や地域から信頼される教育活動を実践するよう努めているところであります。

次に、9月29日に土幌町中央中学校文化祭が開催され、全生徒が力を合わせて作り上げた活動は連帯感や達成感を得るなど多くの成果を残すことができました。

さらに各小学校では学習発表会が開催され、日頃の学習の成果や子どもたち一人ひとりが主役となった演目を披露するなど、保護者や地域の方々に多くの感動を与えていただきました。

日頃から熱心に指導されている学校長をはじめ各教職員の努力に対し改めて感謝を申し上げます。

次に、十勝管内教育委員会連絡協議会および十勝中学校文化連盟などが主催する十勝子ども大会は、音楽、美術、書道、技術・家庭、社会科などの作品コンクールが行われ、各小中学校から出展した作品が

特選12点を含む60点が入賞する見事な成績を収めました。

これらの作品は、11月12日から総研ロビー展を開催し大勢の方々にご覧いただいたところですが、今後とも子どもたちの学習成果を広く紹介して、その頑張りを支援していくことといたします。

次に、管内「いじめ根絶強化月間」に合わせて、10月31日中央中学校において、いじめにかかわる講演会を開催いたしました。

今回は中学生を対象として、いじめ問題に取り組んでいるNPO法人ジェントルハート・プロジェクトの小森美登里さんをお招きし、いじめが原因で自殺をした一人娘の苦しみや残された家族の悲しみを涙ながらに話された講演は、中学生の心を打つ大きなメッセージになったものと確信しています。

この取り組みをとおして、いじめに対する考えやいじめを根絶する意識と行動力を高めるとともに、各学校における指導の徹底と家庭との連携を強化して、いじめを絶対に許さない環境をつくり上げたいと考えます。

次に、教職員および保育所・認定こども園の職員を対象とした防犯教室を11月26日総研において実施しました。

当日は帯広警察署の防犯担当者を招き、不審者の学校侵入を想定した訓練を行いました。児童生徒の安全確保と自分自身の身を守る方法を学び、学校における不審者対策の基本的な心構えを再確認したところです。

次に、学校給食関係について報告いたします。

学校給食センターは、10月・11月をふるさと給食月間として地場産の農畜産物やそれらを加工した特産品を学校給食の食材としてメニューに取り入れ、美味しい給食を子どもたちに味わってもらいました。

特に、町肉牛振興会からは昨年引き続きしほろ牛の提供を受け、美味しい給食を提供することができたほか、同振興会役員が土幌小学校を訪れ、子どもたちに牛肉生産に関する学習や食の安全に関する指導を行うなど大変有意義な機会を得ることができました。

ふるさと給食は、食育を推進し食と農を学ぶ上で極めて有効な教材であり、これらを提供いただきました同振興会に対し深く感謝を申し上げます。

次に、土幌高等学校関係では、10月23日から長野県で開催された日本学校農業クラブ全国大会の農業技術鑑定競技農業コースにおいて、須田侑希君が優秀賞を受賞いたしました。

これは、農業生物・農薬・機械器具等についての知識・技術の鑑定を競い合うものであり、これまでの弛まぬ努力の成果に敬意を表するものです。

本年度の海外文化交流事業は、10月29日から12日間の日程で米国コロラド州を訪問いたしました。

交流団は3年生6名、引率教諭1名で現地の高校を訪問し、生徒との交流やホームステイなどをおして米国の風土や生活・文化に触れて貴重な体験をし、多くの成果を得て無事帰国しました。生徒にとっては、今後の人生において大きな糧になる体験になったものと思います。

本校の食に関するイベントは、帯広市内で開催された農業高校食彩フェアに参加したほか、オール十勝大収穫市・町収穫祭など、町内外での加工品の販売を通じての研修は、本校のPRにも大きな役割を果たしているものと存じます。

来年度の生徒募集につきましては、一日体験入学を9月21日に実施し、管内23校から中学生82名と保護者が参加しました。参加した生徒には、食品加工・園芸・乳牛・畑作などの選択コース別体験を行ってもらい、本校教育の特色と実践内容を理解してもらおう取り組んでいます。

また、士幌町中央中学校および上士幌中学校などの進路説明会に出向き、教職員や保護者に対して学校概要等を説明し、さらに管内中学校訪問は、帯広市内・音更町を中心として近隣の中学校を訪問し生徒募集活動に鋭意取り組んでいるところです。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。

本年度の文化祭は、11月2日から3日間総合研修センターで開催し、町内文化サークルや児童生徒の作品1,389点が出展され、入場者に感動を与えていただきました。

各団体や個人は、日常の文化活動をおして文化の振興に大きく寄与するものであり、今後とも自主的な活動が積極的に進められますよう環境の整備を図っていきたく存じます。

また、町民文芸誌「ぬぶか」第32号がこの程刊行され多くの方々からご愛読をいただいています。

今回の特集テーマは「夢」として作品を募集しましたが、執筆に当たったそれぞれの筆者の夢が映し出された作品が数多く寄せられ、改めて人が夢を持つことの必要さと夢に向かって努力することの大切さを教えていただきました。

次に、北海道文化団体協議会主催による「中国黒龍江省文化芸術交流使節団」士幌公演は、9月23日開催すべく町文化協会主管により進められていましたが、尖閣諸島をめぐる日中問題が発生して中止のやむなきにいたったのは、大変残念なことであります。

また、11月17日に町文化協会が開催した、合唱団「あかねぐもの会」士幌公演は、お馴染みの歌を中心として懐かしい日本の唱歌や童謡など素晴らしい歌声が披露されました。

更に、町のコーラスグループ「こもれび」との競演もあり、来場者とともに楽しいコンサートが行われました。

また、町女性団体連絡協議会は12月2日に女性まつりを開催し、講師に五輪橋産科婦人科小児科病院医師、丸山淳士氏を招いて「人づくりは家庭から」と題した講演が行われた、一坪ショップなど多彩で有意義な催しとなりました。

次に、スポーツ関係では10月8日に町民スポーツの集いを開催し、駅伝競技で42チームという多くのチームが参加し、各チームが健脚を競いあって、好記録が続出しました。この日は、合わせて町陸上競技協会主催のタイムトライアルが開催されたほか、町民パークゴルフ大会も開催し、残り少ない期間となった屋外スポーツを楽しんでいただきました。

清流パークゴルフ場の利用につきましては、本年度は好天に恵まれたこともあり、芝生の回復が順調に進んだことから良好のコンディションを保つことができ、11月4日をもって本年度の使用を終了しました。町パークゴルフ協会には、シーズンをとおしてコース管理や大会運営などに多大なご協力をいただき厚く感謝を申し上げます。

また、後期町民体育祭は11月24日に小学生の部、翌25日には一般の部ミニバレー大会を開催し、熱戦が繰り広げられました。

間もなく冬季スポーツシーズンを迎えようとしていますが、町営リンクの造成・管理につきましては引き続き町スケート協会に委託し大会運営等にもご支援をいただくこととしております。

以上、要点のみを申しあげ教育行政報告とさせていただきます。

加納議長

これで行政報告は終わりました。

なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日の午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

ここで、本来であれば議案説明があるところなのですが、副町長葬儀参列にかかわりまして、55分まで休憩といたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

加納議長

皆さんそろっているようなので、再開したいと思います。

本定例会に提出された議案について、理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

柴田副町長

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括を説明させていただきます。

今回の定例会の議案につきましては、補正予算の専決処分に係る承認1件、一般議案1件と町道の路線廃止及び認定が1件、指定管理者の指定が2件、農業共済事業の特別積立金の取り崩しで全部で5件であります。そのほか補正予算が6件で全部で12件であります。

最初に、承認第1号につきましては専決処分の承認を求めることに

ついてでございます。一般会計の補正予算の専決処分にかかわるものであります。これは、今月実施されます衆議院議員選挙費用に係る補正を11月19日付で行いましたので、その承認を求めるものであります。

議案第1号は、町税条例の一部改正でありまして、地方税法の改正によるものであります。改正内容の主なものは、個人町民税及び町たばこ税にかかわる一部改正であります。

議案第2号 町道の路線廃止及び認定につきましては、国道274号の開通により始点、終点等が国道となることによりまして、これらに係る路線を廃止及び認定をしようとするものでありまして、道路法の規定により議決をお願いをするものであります。

議案第3号及び第4号は、指定管理者の指定についてであります。3号は、学習体験の里、国産材展示施設の土幌高原関係の施設であります。第4号は、上居辺へき地保育所について指定管理者を指定しようとするもので、それぞれ地方自治法により議決をお願いするものであります。

議案第5号は、農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについてであります。これは、乳房炎対策に係る経費ということで、この財源を特別積立金で賄おうとするもので、共済条例に基づき議決をお願いするものであります。

議案第6号からは補正予算でありまして、第6号は一般会計、第7号から11号までは特別会計の補正予算であります。

それぞれ議案提案の都度詳細を説明申し上げますので、審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。

5 加納議長
仲山
総務係長

日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。

職員に朗読させます。

監報告第1号。

平成24年12月7日。

土幌町長、小林康雄様。土幌町議会議長、加納三司様。

土幌町監査委員、佐藤宣光。土幌町監査委員、出村寛。

例月出納検査報告。

例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

例月出納検査報告書。

平成24年度8月分、平成24年9月20日、平成24年度9月分、平成24年10月22日、平成24年度10月分、平成24年11月20日、いずれも佐藤、出村監査委員。

下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。

記以下記載のとおりですので、朗読を省略します。

	<p>加納議長 佐藤代表 監査委員 加納議長</p>	<p>以上でございます。 代表監査委員の補足説明があれば求めます。 ございません。</p> <p>以上をもって例月出納検査報告を終わります。</p>
6	<p>後藤総務 企画課長</p>	<p>日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、後藤より説明申し上げます。</p> <p>平成24年度土幌町一般会計補正予算〔第5号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年11月19日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>今回の補正予算は、12月16日に執行されます第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の計上でございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ653万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億3,800万9,000円に改めたものでございます。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款4項2目衆議院議員総選挙費で1節報酬から18節の備品購入費まで合計で653万2,000円を追加するものでございます。特定財源としまして、道支出金であります総選挙委託金に全額の653万2,000円を計上しております。</p> <p>なお、人件費の内訳につきましては6ページ、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
	<p>加納議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
	<p>加納議長</p>	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	<p>加納議長</p>	<p>討論なしと認め、これより承認第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>加納議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
7		<p>日程第7、議案第1号「土幌町町税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>

柴 田 議案第1号 土幌町町税条例の一部を改正する条例案について説明
副 町 長 いたします。

これは、地方税法の改正等により町税条例を改正しようとするものであります。

説明資料により説明させていただきますので、資料の5ページ、6ページにそれぞれ新旧対照表を載せてありますけれども、4ページの改正要旨で説明をいたします。4ページをお開き願います。

最初に、個人町民税の関係でございます。項目欄1の部分でございますけれども、個人町民税の申告方法の簡素化についてでございます。これは町税条例第36条の2の改正で、公的年金等に係る所得以外の所得がない者について寡婦控除を受ける場合に、その者が寡婦控除を受ける場合に申告書の提出を不要とするということでありまして、この改正の施行時期でございますけれども、平成26年の1月1日からであります。

次に、均等割の税率の改正でございますが、これは附則第24条の改正でございます。東日本大震災の復興を目的としまして個人住民税の均等割を町民税で500円、道民税で500円、計1,000円の標準税率の引き上げを行うものであります。これにつきましては、平成26年度から平成35年度までの10年間の時限措置であります。

次は、分離課税の所得割の特定の改正でありますけれども、これは附則第9条の改正でありまして、退職所得に係る10%の税額控除を廃止するものでございます。施行時期につきましては、平成25年の1月1日からであります。

次につきましては、たばこ税にかかわるものでありまして、税条例の第95条及び附則第16条の2の改正でありまして、改正内容は税率の改正であります。これは、法人税の税率の引き下げによりまして法人町民税が減収となるためのその調整として、また道たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲されたことに伴い税率を改正するものであります。内容は、旧3級品以外が644円上がり5,262円、旧3級品につきましては305円を上げ2,495円とするものであります。施行時期につきましては、平成25年4月1日からであります。

議案の2ページに戻っていただきまして、施行時期は今説明したとおりでありますけれども、経過措置について載せてあります。附則の第2条及び第3条で、それぞれ改正前の税率等の適用につきまして従前の規定を適用とするということと規定したものでございます。

以上で議案第1号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

11番、大西議員。

大西議員 今説明を受けた2番の個人町民税と道民税なのですが、土幌町でど

	のぐらいになりますか、1,000円上げただけで。
加納議長	町民課長。
伊賀	町民課長より説明申し上げます。
町民課長	土幌町で町民税の該当者は約3,000名強ということですので、1年間に約150万円、10年間で1,500万円強の税収があると考えております。以上です。
加納議長	11番、大西議員。
大西議員	これもまた10年間全国の納税者が払うのですが、今回のように民主党政権の中で復興費に使うお金が復興でない変なところに使われていると。これも町民の中にもやっぱりそういう疑念を持っている人がたくさんいると思うのです、今回決まっても。ですから、やはり国に対してもこういうことは町として、町民の税金が行くわけですから、やはりきちっと使える、復興のために使ってもらえるのなら町民誰も文句は言わないと思うのですが、変なところに何だか知らぬけれども、鯨がどうのこうので二十何億円だとか、そんな話がいっぱい出てきますと、やっぱりせっかく払ったことが町民の中でも不安になっていますので、その辺を町としてもきちっと国に申し入れをするようにしていただきたいなと思いますけれども、町長、どうですか。
加納議長	町長、どうですか。
小林町長	今復興予算を適正に使うということが大きな課題になっているところでありましてけれども、私どももこれにかかわって強く国に申し上げていくよう努力をしたいと思います。
加納議長	ほかに質問ございませんか。 (なし)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (なし)
加納議長	討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
8	日程第8、議案第2号「町道の路線廃止及び認定について」 を議題といたします。
	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
柴田副町長	議案第2号 町道の路線廃止及び認定について説明をいたします。 これは、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、町道の廃止及び認定について議会の議決を求めるものでございます。 廃止及び認定する路線につきましては、それぞれ記載の土幌川沿線、土幌22号西線、川西26号線の3条でありまして、起点、終点の経過地につきましてそれぞれ記載をしております。これは、それぞれ国道27

4号の開通によりまして国道に重複する部分があります。その部分が国道となるために全線を廃止しまして、新たに町道の部分を認定しようとするものであります。

説明資料により説明させていただきますので、まず7ページをごらんください。土幌川沿線でございますけれども、下のほうに22号と書いてありますけれども、この部分につきまして国道になるため、この全線について廃止をいたします。次に、10ページをごらんいただきたいと思います。今の部分が国道274号と記載しております。これを外した部分を新たに認定しようとするものであります。

続きまして、8ページをごらんください。22号西線であります。これを廃止しまして、次に11ページをごらんください。この国道以外の部分について、新たに認定しようとするものです。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。これは、川西26号線でございます。今度できた橋の部分までの分でありまして、これを廃止しまして、12ページをごらんいただきたいと思います。この国道部分を外した分について、町道に新たに認定しようとするものであります。

以上で議案第2号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

9 **日程第9、議案第3号「指定管理者の指定について」**を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

(何事か言う者あり)

加納議長 ちょっと暫時休憩。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

加納議長 それでは、休憩を解き協議を進めたいと思います。

ここでちょっと中村議員、退席していただきたいと思います。

(中村議員退席)

<p>加納議長 柴田 副町長</p>	<p>それでは、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第3号 指定管理者の指定について説明いたします。 これは、学習体験の里、土幌高原ヌプカの里及び国産材展示施設、ニイ・ピリカ・チセに係る指定管理者の指定についてでございます。地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。 施設の名称につきましては、今言いました土幌町学習体験の里及び土幌町国産材展示施設、指定管理者につきましては株式会社佐藤土建代表取締役、中村将氏であります。指定の期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間であります。 指定管理者の募集につきましては、役場だより等により公募の結果、上記の1社のみ応募でありまして、指定管理者選定委員会において審査の結果、妥当なものと判断したものでありまして、今議会で議決をお願いするものであります。</p>
<p>加納議長</p>	<p>以上で議案第3号の説明といたします。 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (なし)</p>
<p>加納議長</p>	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (なし)</p>
<p>加納議長</p>	<p>討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)</p>
<p>加納議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 (中村議員入場)</p>
<p>10 加納議長</p>	<p>日程第10、議案第4号「指定管理者の指定について」を議題といたします。</p>
<p>柴田 副町長</p>	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第4号 指定管理者の指定について説明いたします。 これも議案第3号と同様に指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。 施設の名称につきましては上居辺へき地保育所、指定管理者につきましては特定非営利活動法人上居辺地区へき地保育所理事長、伊賀勝彦氏であります。指定の期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。 指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第5条で公募によらない指定管理者の候補者の選定等でありまして、地域の活力を利用した管理により事業効果が期待できる場合については公募によらないことができるというふうになっておりまして、これにつきましてはNPO法人上居辺地区へき保育所からの申請といたしまして、第3号と同様に指定管理者選定委員会により妥当と判断し、</p>

		今議会に議決をお願いするものであります。
		以上で議案第4号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第4号を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 1		日程第11、議案第5号「農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第5号 農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについてを説明いたします。
		これにつきましては、農業共済条例第155条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。これは、平成23年度の剰余金1億4,013万9,224円のうち400万円を取り崩しまして一般損害防止事業に充てようとするものであります。
		内容は、従来から実施しております畜舎等衛生事業に100万円、それから乳房炎防除対策指導検査事業といたしまして北海道N O S A Iで実施しておりますマイコプラズマ検査料300万円の計400万円の財源に充てるものであります。
		以上で議案第5号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。
		本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 2		日程第12、陳情第1号「町道士幌東6線の道路改良について」 を議題といたします。
		職員に朗読させます。
	仲 山 総務係長	陳情第1号 町道士幌東6線の道路改良について。
		区間、27号から36号まで。

要旨。平素、上居辺地区の地域運営に対し特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度改良を要請する道路は、地区内を縦断する道路で多くの住民が利用する生活道路でありながら、未改良のため降雨・凍結融解時には悪路を極め、自動車の通行もままならない状態です。通学路としても利用されている当道路は、自転車通学をする児童・生徒にとっても大変走行に苦慮している状況です。また、近年は農産物の輸送車両が大型化し、更には平行する道道上土幌音更線を避けるために農耕車両の通行量も増大しており、通行車両との交差ができず大変危険な状況にあります。

つきましては、このような窮状をご理解願ひ、この区間の改良と橋梁拡幅整備を早期に実施して頂きたく関係者の連署をもって陳情いたします。

なお、当該道路に係わる地権者は、道路整備に必要な用地について協力することを確約します。

平成24年11月26日。

土幌町議会議長、加納三司様。

陳情代表者、岡本達幸外100名連署。

以上でございます。

加納議長

お諮りします。

本件については、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

よって、本件は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で日程は全て終了いたしました。

次回は11日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前 1 1 時 2 2 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員